

【 検査 】**644 末梢血液一般検査等（組織採取前）の算定について**

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

組織採取前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。

- (1) D005「5」末梢血液一般検査
- (2) D006「1」出血時間、「2」プロトロンビン時間（PT）、「7」活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）

○ 取扱いを作成した根拠等

組織採取は、針生検、吸引生検又は外科的切開により実施するものであり、採取に伴う出血に対する止血処置にあたり、凝固障害や出血性病態を把握する必要がある。

末梢血液一般検査は主に血液疾患や出血疾患に対して、出血時間、プロトロンビン時間（PT）、活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）は、それぞれ主に出血傾向、外因系凝固能、内因系凝固能を評価するものであり、組織採取前の上記検査の臨床的有用性は高いと考えられる。

以上のことから、組織採取前の一般検査としての上記(1)及び(2)の算定は、原則として認められると判断した。